

済美中学校いじめ防止基本方針

1 策定の趣旨

いじめは、人間として絶対に許されない行為であり、いじめられた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。

いじめは「どの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものである」との認識に立ち、いじめを許さない集団づくりを通して、いじめの問題の未然防止を図るとともに、いじめのサインを早期に発見し、早期に対応することが大切である。また、全ての生徒が安心して学校生活を送り、自分の夢の実現に向かって様々な活動に自律的に取り組むことができるよう、学校を含め、地域社会全体でいじめの問題に取り組むことが重要である。

このため、学校として、いじめの問題の克服に向け、いじめの防止・いじめの早期発見及びいじめへの対応（以下、「いじめの防止等」という。）の基本的な方向を示す「済美中学校いじめ防止基本方針」を定め、家庭・地域・関係機関と連携のもと、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進する。

2 いじめの定義

いじめを、いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）第2条に基づき、次のとおり定義する。

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

※「児童等」とは、学校に在籍する児童生徒をいう。

具体的ないじめの態様には、次のようなものがある。

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」より

3 いじめ防止対策の基本的な考え方

いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こりうるものであり、加えて、大人には見えにくく、発見することが難しいという特性があり、見逃したり、見過ごしたりする可能性がある。いじめの対応においては、認知件数の多寡のみを問題とするのではなく、アンケート調査や教育相談、日常的な実態把握により、早期に発見（認知）し、早期に対応するなど、学校全体で組織的に取り組むことが重要である。

さらに、教職員の言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることがないように、指導の在り方に細心の注意を払う。

また、いじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携して対応する必要がある。

(1) いじめの未然防止

生徒一人一人の状況を的確に把握し、学級活動や部活動等全ての教育活動において望ましい集団づくりを進めるとともに、全ての生徒が積極的に教育活動に参加して活躍することができるよう、「知・徳・体」の基礎・基本の充実を図る。

(2) 生徒の主体的な活動の支援

生徒が自律的に、自分たちでいじめのない学校を目指して取り組んでいくことが重要であることから、生徒会の委員会活動で、いじめ防止標語のコンクール等の活動を行うなど、生徒の主体的な活動を支援する。

(3) いじめの早期発見・早期対応

定期的、計画的なアンケート調査や教育相談を進めるとともに、日常的な実態の把握により、小さな兆候を見逃さず、早い段階で的確に対応するなど、いじめの早期発見・早期対応に取り組む。

(4) いじめへの組織的な対応

特定の教職員が問題を抱え込むことなく、法第22条により設置する「いじめ防止対策委員会」を中心に、全教職員がいじめられた生徒を守りきるという立場に立ち、組織的に対応する。

(5) 家庭や地域との連携

地域社会全体で生徒を見守り育てるため、PTAや地域の自治会等と連携・協働する体制を構築する。

4 いじめの防止等に関する取組

(1) いじめ防止対策委員会の設置

いじめの防止等を組織的に行うため、いじめ防止対策委員会を設置し、計画的なアンケート調査や面談の実施による実態把握、その結果に基づく対応等、組織的な取組を行う。

委員会の構成員は、校長・教頭・教務主任・生徒指導主事・保健主事・各学年主任とし、必要に応じスクール・カウンセラーの参加を要請する。

(2) 生徒への指導

ア 様々な機会をとらえ、どのような行為がいじめに当たるのか、いじめられた生徒にどのような影響を与えるのか、いじめはどのような構造なのかなど、いじめについて正しく理解させる。

イ 地域と連携し、ボランティア活動や職場体験など、社会体験や生活体験の機会を設け、生徒の社会性を育み豊かな情操を培う。

ウ 授業でのペアやグループ活動、学活における班での話し合いなどを通じて、円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育成する。

エ 自分自身がいじめられていることや友人等がいじめられている事実を教職員や家族、相談機関等に伝えることは、適切な行動であることを理解させる。

(3) 生徒の主体的な活動の支援

生徒会によるいじめ防止標語のコンクール等の活動を行う等、いじめの防止に向けて生徒が主体的に活動できるよう支援する。

(4) 生徒指導体制及び教育相談体制の構築

- ア いじめの防止及びいじめの認知時の対応等に係る校内研修の実施
- イ いじめの防止及びいじめの認知時の保護者・関係機関等との連携
- ウ いじめの防止等に係る定期的なアンケート調査及び個別面談の実施
- エ いじめの防止等に係る保護者への啓発及び広報
- オ いじめの防止等に係る相談窓口の設置及び広報
- カ いじめの認知時の対応マニュアルの作成

5 重大事態への対応

(1) 「重大事態」の定義

いじめの「重大事態」を、法第28条に基づいて次のとおり定義する。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。(児童生徒が自殺を企図した場合等)
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。(年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手する。)

※ 児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき

(2) 具体的な対応

発生事案について、いじめ防止対策委員会において重大事態と判断した場合は、市教育委員会に報告するとともに、全教職員の共通認識の下、いじめられた生徒を守ることを最優先としながら、適切な対処や調査を迅速に行う。

ア 問題解決への対応

- (ア) 重大事態対応プロジェクトチーム編成(校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、保健主事、各学年主任、必要に応じ学級担任、部活動顧問、スクール・カウンセラーの参加を要請する。)
- (イ) 情報の収集と事実の整理・記録(情報集約及び記録担当者の特定)
- (ウ) 市教育委員会及び警察等関係機関との連携
- (エ) P T A 役員等との連携
- (オ) 関係生徒への指導、及び関係保護者への対応
- (カ) 全校生徒への指導

イ 説明責任の実行

- (ア) いじめを受けた生徒及びその保護者に対する情報の提供
- (イ) 全校保護者への対応
- (ウ) マスコミへの対応

ウ 再発防止への取組み

- (ア) 市教育委員会との連携のもとでの今後の取組みに向けた計画の策定
- (イ) 問題の背景・課題の整理、教訓化
- (ウ) 取組の見直し、改善策の検討・策定
- (エ) 改善策の実施

6 取組の検証と実施計画等の見直しについて

- (1) 各学期末にいじめの防止等に係る振り返りを行い、その結果に基づき、実施計画の修正を行う。
- (2) 各種アンケート、いじめの認知件数及びいじめの解決件数、並びに不登校生徒数など具体的な数値を基に、年度間の取組みを検証し、次年度の年間計画を策定する。